

北本市議会議員政治倫理条例

北本市議会は、平成29年、自ら議会改革を推し進め、議会の権能を更に高めていくことを決意し、北本市議会基本条例を制定しました。そのため、議員は住民の代表であることを自覚し、同条例の規定に基づき、議員と市民との信頼関係の確立に向け、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、北本市議会基本条例（平成29年条例第14号）第7条第2項の規定により、議員が、住民全体の代表者として議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する事項について定めることにより、議員が市民の信頼に応え、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、次条に規定する政治倫理基準を遵守して議員活動を行わなければならない。

2 議員は、次条に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実にその説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、その地位を利用して、市長その他の執行機関、その補助機関及び関係団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する市の指定管理者及び市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。以下同じ。）並びにその役員（以下「職員等」という。）に対し、次の各号に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事その他請負等のあっせん
- (2) 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
- (3) 許認可及び補助金その他の給付の決定への関与
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員等の公正な職務の執行を妨げる行為

2 議員は、その地位を利用して、公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の選挙又は議員活動に関する法令に定める寄附、飲食物の供与、金品の受領等その他の禁止された行為に準ずる行為で、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある行為をしてはならない。

3 議員は、その地位を利用して、いかなる場合であっても、特定の個人又は団体に対して嫌がらせし、強制し、若しくは圧力をかける行為又は人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

（調査の請求）

第4条 議員は、前条に規定する政治倫理基準に反する行為があると疑惑を持ったときは、その理由を明らかにした文書により、議長にその事実の存否についての調査を3人以上の議員の連署をもって請求することができる。

（調査会の設置等）

第5条 議長は、前条の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）を受けた場合において、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、速やかに当事者以外の議員で組織する北本市議会議員政治倫理調査会（以下「調査会」という。）を設置し、これに当該調査を付託しなければならない。

2 前項の規定により、調査の対象となる議員は、調査会の要求があるときは、調査に必要な資料を提出し、又は会議に出席しなければならない。この場合において、調査会は、当該議員に弁明の機会を与えなければならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。